

## 帝国システムの政治・文化的比較研究

### NEWSLETTER

No.11  
(2005 年度 第 3 号)  
2005/9/20

朝晩がめっきり涼しくなりましたが、皆様、いかがお過ごしでしょうか。ニューズレター第 11 号をお届けします。今回は、去る 6 月 18 日に行なわれた第 16 回研究会の報告と、当研究会メンバーの史料調査報告が中心です。

#### ■ 活動報告

##### 第 16 回（今年度第 2 回）COE 研究会

日時：6 月 18 日（土）、午後 1 時から 3 時半まで  
発表者：藤永 壯氏（大阪産業大学）  
発表題目：「帝国日本と植民地公娼制度—台湾の事例を中心に—」  
会場：京都大学文学研究科新館第四講義室

第 16 回研究会では、日本植民地下の台湾における公娼制度を取り上げた。報告者の藤永氏は、独自に私娼が存在した台湾社会において、台湾総督府が日本式の公娼制度を適用しようとし、結果的にそれが拒絶される過程を、日中戦争期の日本軍「慰安婦」送出を視野におきつつ明らかにした。

会場からは、台湾と朝鮮に対する公娼制度のあり方に 1920 年代においてすでに違いが生じていた理由や、公娼制度の起源、日本や植民地における衛生行政の歴史、公娼制度の戦後への影響などをめぐり質問が相次ぎ、活発な議論がかわされた。

#### 【報告要旨】

帝国日本と植民地公娼制度—台湾の事例を中心に—

藤永 壯

台湾に公娼制度が導入されたのは、日清戦争の勝利によって日本が植民地支配を開始してからのことである。清代の台湾で公娼制度は実施されず、事実上私娼が放任されていた。日本の台湾領有直後の軍政期には、日本人将兵が台湾人女性と接触し、各地の軍医が公娼設置を要望した事例もあったが、制度の正式な導入は民政移行後のことであった。1896 年 6 月の台北県を皮切りに台中県・澎湖島庁・台南県で、公娼制度の中核をなす貸座敷・娼妓に対する取締規則のほか、密売春や料理店・芸妓などへの取締規則が制定された。その内容は、貸座敷営業地域の指定、娼妓性病検診の強制など、日本内地の制度をモデルとしており、地方官庁に規則を制定させる方式も内地と同様であった。

これらの規則は 1900 年から 1901 年にかけて、全面的に改定された。このころ内地では娼妓の自由廃業運動が高揚し、1900 年に内務省令として「娼妓取締規則」が制定されるなど、公娼制度は改編を余儀なくされ



ていたが、こうした動きが台湾にも波及したのである。台北県の新規則では、娼妓稼業をおこなう場合、新たに父母（または最近親族）の承諾証明書提出を義務づけ、これが娼妓の廃業を後押しする結果となった。その他、娼妓の稼業期限を2年とし、年齢制限を内地と同じ18歳以上にするなど、全般的に娼妓稼業の条件を厳格にしたことで、台湾の娼妓数は減少に転じた。

その後、台湾総督府は、地方ごとに内容を異にしていた公娼制度を全島的に統一することにし、1906年2月に民政長官通達「貸座敷及娼妓取締規則標準」が各地方官庁へ伝えられた。この「標準」によって、娼妓の許可年齢は16歳以上に引き下げられ、稼業期限が4年に延長されるなど、娼妓稼業の許可条件は緩和された。貸座敷業者の要求に配慮したと思われるこうした措置により、娼妓数は再び増加しはじめ、1910年代半ばにピークに達することになる。その後、1920年の地方官制改正にともない、1921年から22年にかけて一部地方官庁の取締規則は再び改定されたが、その内容に大きな変化はなかった。

貸座敷業者や娼妓の中で、台湾人は一貫して少数派であった。圧倒的多数は常に日本人が占めており、1930年以降の娼妓数においては朝鮮人が台湾人を上回りさえした。台湾人「売春婦」はいわゆる私娼として、警察当局に登録されないケースが多かったようであり、1920年代後半に至って当局はこれらの女性を「酌婦」として管理する方針を採用した。たとえば台北では、台湾人経営の料理店・飲食店が集中していた大稻埕地区の業者を組織して1927年8月に「貸席組合」を設立させ、この組合を通じて台湾人私娼を「酌婦」として管理しはじめたのである。こうした措置の結果、台湾人酌婦は1930年代に入って統計上急増する。日本式の貸座敷・娼妓という制度が台湾社会に拒絶された結果として、台湾では公式の制度とは別途の方法で、私娼の管理に乗り出さざるを得なかったのである。

そしてこのような植民地台湾での公娼制度の存在を背景として、日中戦争期には台湾から華南地方や海南島などへ日本軍「慰安婦」が送出されていくことになった。

---

## 出張報告

本研究班では、若手研究者に対するサポートの一環として、「帝国システムの政治・文化的比較研究」の趣旨に合致した研究に関わる海外出張に対し、助成を行ってまいりました。以下は、本助成により在外研究を行ったメンバーによる出張報告です。

### <報告>

ロシア国立現代史アルヒーフ訪問記

前田 正直（大阪産業大学非常勤講師）

去る2月16日から10日間、COEプログラム「帝国システムの政治・文化的比較研究」より助成をいただき、ロシア国立現代史アルヒーフ、およびロシア国立中央図書館で史料の収集をする機会にめぐまれた。1991年秋以降、ロシアにおけるアルヒーフの利用環境は劇的に変わり、これまで非公開であった文書が次々と公開され始めた。今日、ロシア史の研究においても、他国史の研究と同様、現地で史料収集することはごく普通のこととなってきた。しかし、依然としてアルヒーフ利用の方法、各アルヒーフの設備などといった現地の詳細な情報が容易に日本国内で入手できるわけではない。以下では筆者の訪問したロシア国立現代史アルヒーフ（以下、RGANI）の状況を具体的に記してみたい。

ロシアのアルヒーフにおいては、様々なローカルルールが存在し、アルヒーフ毎に入庫に際して必要な手続き、利用方法などが大きく異なる場合もある。また、そのルールの改正も頻繁になされている様子であり、利用に際しては、必ず、アルヒーフ毎に事前に確認する必要がある。しかし、基本的な枠組みは掴んでいただけのではないかと思う。

RGANIには、ポストスターリン期の党文書、例えば、党大会、党中央委員会、政治局などの速記録をはじめとする史料が保存されている。今回の訪問目的の一つは、フルシチョフ期のソ連外交に関する党文書を閲覧することであった。ソ連を社会主義帝国と見なすならば、この時期は帝国の大再編期であった。ユーゴスラビアとの関係改善に見られるように、帝国はその周辺諸国との関係において、非常に大きな転換期を迎え



ていたのである。RGANI には、スターリン後の帝国の新たな秩序の形成を目指して指導者たちがいかなる議論を重ねていったのか、その流れを示す文書が多数保存されている。また、同時期に帝国指導者の間に発生した権力闘争の軌跡を、党文書の中から確認することも大きな課題の一つであった。ちなみに、ソビエト社会主義帝国の形成期とも捉えることができるスターリン期（1953年3月まで）の党文書については保管場所が異なり、ロシア国立社会政治史アルヒーフ（RGASPI）に保存されている。もちろん、こちらも非常に重要なアルヒーフであるが、今回は訪問を見送った。

アルヒーフの具体的な利用方法に話を進めよう。どのアルヒーフにも共通することであるが、入庫に際しては、自分の所属する研究機関からの紹介状が必要とされる。筆者は京都大学附属図書館からの紹介状に文学研究科の在学証明書（いずれも英文）を添えて提出した。係の方は、できれば露文のほうが望ましいと言っておられたが、露文の紹介状を作成できる機関は日本では少ないであろうし、英文のものでも許可された。紹介状の様式は、所属機関の様式で構わないが、自分の研究テーマを必ず具体的に示しておかねばならない。アルヒーフによっては、テーマに必要な史料はここにはないという理由で入庫を断られる場合がある。また、訪問期間も必ず紹介状に明示しておかねばならない。

RGANI の開館は、火水木の週三日間、時間は9時30分から17時までである。このアルヒーフに特徴的なことであるが、最初の入庫手続きが少し面倒であった。アルヒーフ自体が大統領府の一角に存在するために警備が厳しく、入庫にあたっては入館者リストに事前に名前を登録してもらう必要がある。通常は訪問初日にアルヒーフの玄関にある電話で職員を呼びだし、紹介状を渡して登録を頼むと、翌週から名簿に名前が登録されることになる。ただ、訪露の前に日本からFAXで登録依頼をしておけば、訪問初日からの入庫が可能になる。事前申請をする場合、特に訪問期間を明確に示しておく必要がある（筆者は事前登録を申請していたが、紹介状が露文ではなかったために、入庫は翌日からにされてしまった）。

アルヒーフの利用についてであるが、多くのアルヒーフでは、最初に史料申請に必要な案件リストである opis' の注文から始めなくてはならず、時間を節約するためには日本国内であらかじめリストの調査をしておく必要がある。しかし、比較的所蔵史料の幅が決まっている RGANI では、入庫するとすぐに opis' が各人に配布され、請求が可能な仕組みになっている。文書は申請カードを提出すると、翌日の午後には用意されている（ものによっては時間のかかるものもあると言われたが、今回の調査ではその詳細はわからなかった）。

厄介なのは、以下の点である。RGANI の場合、警備の関係から持ち込み物品の制限が厳しく、パソコン関係機器は一切禁止である（ただ、筆者と同時に入庫していたロシア人学生は携帯電話を平然と使っていた）。ちなみに、ロシア国立中央図書館（旧レーニン図書館）では、辞書の持ち込みも禁止された。筆者は注意を無視してポケット辞書を持ち込んだのだが、退出時に警備員に発見されて没収されてしまった。また、コピー代は驚くほど高価であり（1枚2ドル60セント、ドルで請求された）、とても利用できるものではない。したがって、筆写に努めざるをえず、非常に非効率的な作業を強いられることになった。一方で、司書の皆さんは大変親切で、筆者の稚拙なロシア語にも辛抱強く対応していただいた。コンピューターによる検索システムなどが存在しないなか、保存史料に関する細かなことについては、彼女たちの協力が無ければ、なかなかわからなかったであろう。ただし、英語はまったく通じなかった。

RGANI の利用に関して、ごく簡単にまとめてみた。他のアルヒーフにも各々ローカルなルールがあろうが、大きな枠組みは共通しているであろうと思われる。ご参考になれば、幸いである。アルヒーフ史料は、現在も日々公開が進んでおり、RGANI 所蔵の史料も、例えば、国際基金デモクラチアによって編纂が進められている『20世紀のロシア』シリーズに数多く収録されている。党政治局の速記録の公開も進んでいる。したがって、せっかく現地で収集した史料が直後に雑誌などに公開されてしまう、といったことも十分に予想される。つまり、アルヒーフ詣では、労多く益少ない作業に終わる恐れが大きいといえるのかもしれない。しかし、特に、社会主義帝国の再編期間ともいえるポストスターリン期の党内部史料には、依然として、アルヒーフ内部でしか見ることができないものも多い。ソ連を帝国史研究の中に積極的に位置付けていくうえでも、アルヒーフの史料が極めて有益な情報を与えてくれるものであろうと実感した次第である。労を惜しんでは、わずかの前進も望めないであろうことを忘れてはなるまい。

（今回の訪露にあたり、東京都立大学（現、首都東京大学）の中嶋毅先生から RGANI に関する極めて有益な情報をいただきました。）



■ **今後の研究会の予定**

◇ **第 18 回（今年度第 4 回）COE 研究会（国際シンポジウム）**

科研「近代日本・西洋・中国における外国人イメージの総合的研究」と共催

「帝国におけるアジア表象－西洋人の目に映った東洋－」

日時：9月21日（水）、午後1時から6時15分まで

会場：京都大学文学研究科新館第一講義室

報告者：Walter Demel 氏（ミュンヘン大学/Universität der Bundeswehr München）

「ヨーロッパ人の目にうつった日本と中国の法制度」

東田 雅博氏（金沢大学）

「近代イギリスの中国観－陶磁器の文様に浮かぶ中国－」

島 大吾氏（文学研究科博士後期課程）

「アメリカ映画に見る中国イメージ」

（なお、報告の順番は、島氏、東田氏、Demel 氏です。Demel 氏の報告は英語で行なわれます。）

◇ **第 19 回（今年度第 5 回）COE 研究会**

日時：10月1日（土）、午後1時から3時半まで

会場：京都大学文学研究科新館第二講義室

発表者：川本 真浩氏（高知大学）

題目：「博覧会にみる都市・帝国・世界－19世紀後半～20世紀前半のイギリスの事例から－」

◇ **第 20 回（今年度第 6 回）COE 研究会（発表題目は未定）**

日時：11月19日（土）、午後1時から5時まで

会場：京都大学文学研究科新館第二講義室

発表者：石原 俊氏（千葉大学）

浜井 和史氏（外務省外交史料館）

◇ **第 21 回（今年度第 7 回）COE 研究会（発表題目は未定）**

日時：12月3日（土）、午後1時から3時半まで

会場：京都大学百周年時計台記念館会議室Ⅲ

発表者：桂川 光正氏（大阪産業大学）

なお、第 22 回研究会は 2006 年 1 月 7 日（土）【報告者は吹戸 真実氏（立命館大学非常勤講師）、溝上 宏美氏（京都大学文学研究科 COE 研究員）】で、第 23 回研究会は、3 月 29 日（水）【報告者は、李 昇燁氏（京都大学人文科学研究所）】で行なう予定です。

<連絡先>

〒606-8501 京都市左京区吉田本町

京都大学文学研究科 現代文化学共同研究室

電話/ファックス：075-753-2792

E-Mail: [teikoku-hmn@bun.kyoto-u.ac.jp](mailto:teikoku-hmn@bun.kyoto-u.ac.jp)

URL: <http://www.hmn.bun.kyoto-u.ac.jp/teikoku/>

担当：溝上 宏美